

日立市都市計画法の規定による開発行為等の許可の基準に
関する条例の一部を改正する条例の制定について

日立市都市計画法の規定による開発行為等の許可の基準に関する条例
の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年3月2日提出

日立市長 小川 春 樹

(提案説明)

都市再生特別措置法等の改正に伴い、災害ハザードエリアにおける開
発行為等を抑制するため、本条例を制定するものであります。

日立市都市計画法の規定による開発行為等の許可の基準に
関する条例の一部を改正する条例

日立市都市計画法の規定による開発行為等の許可の基準に関する条例
(平成15年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項に次のただし書を加える。

ただし、原則として、都市計画法施行令(昭和44年政令第158号。以下「政令」という。)第29条の9各号に掲げる区域を含まないものとする。

第6条第1項第1号に次のただし書を加える。

ただし、原則として、政令第29条の9各号に掲げる区域を含まないものとする。

第6条第1項第4号中「専用住宅」を「一戸建ての住宅」に改める。

第7条の見出し中「都市計画法施行令」を「政令」に改め、同条中「都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)」を「政令」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。